

香芝市学校外部評価実施要項

香芝市教育委員会

1 目的

外部評価は、自己評価(内部評価)の客観性を高めるとともに、小学校、中学校及び幼稚園(以下「学校」という。)運営の改善が適切に行われ、よりよい教育活動等が展開されることを目的として実施する。

2 外部評価委員会の設置

- (1) 外部評価にあたっては、各学校ごとに複数の外部評価者による外部評価委員会(外部評価委員会にかえて、学校評議委員会やP T A、地域住民等の既存の組織を活用することも考えられる。)を設置して実施する。
- (2) 外部評価者としては、学校評議委員、P T A役員、地域住民等が考えられる。また、評価の客観性や専門性を高めるために大学の研究者や他校の教職員など、学校教育について専門的な知識や経験を持つ者の参加を求めることも考慮する。
- (3) 外部評価委員には、あらかじめ次のような負担や責任が生じることの理解を得ておく。
 - ア 外部評価書の作成
 - イ 学校訪問の必要性
 - ウ 知り得た情報等の守秘義務

3 外部評価の実施

- (1) 外部評価を実施する場合、学校の教育活動や運営の状況を把握する必要があるの
で、各学校は、次の事項について外部評価委員会に説明する。
 - ア 各学校の中期と単年度の具体的目標及び各種具体的計画
 - イ 各学校の自己評価結果及び改善方策
 - ウ その他外部評価の実施に必要と考えられる資料
- (2) 外部評価委員会は、必要に応じ、学校訪問や教職員、児童生徒(園児)、保護者から意見聴取を行う。具体的には次のような機会が考えられる。
 - ア 授業(保育)参観
 - イ 教職員及び児童生徒(園児)との対話
 - ウ 校外活動の参観
 - エ その他、学校運営にの支障のない範囲での参観の機会の設定
- (3) 外部評価委員会は、学校との十分な意見交換や対話を通じて、互いの理解を深める努力をするとともに、次のような事柄について検証する。
 - ア 学校の自己評価が適切に行われたかどうか。
 - イ 教育活動その他の学校運営の改善に向けた取組が適切かどうか。
- (4) 外部評価は、学校が行う自己評価とは違った観点で評価する必要があるので、評価内容も自己評価とは必ずしも一致しない。

- (5) 各学校の実態や取組状況は、それぞれ異なることから、この要項で示す外部評価シートの評価項目は、あくまでひとつの例を示したものである。したがって、各学校にあっては、これを骨格として捉え、それぞれの実態や取組に応じて補い、独自の評価シートを作成する。

4 外部評価書の作成

- (1) 外部評価委員会は、次のような内容で外部評価シート(別紙-1から3のいずれか)をもとに、次のような内容についての意見を簡潔かつ明瞭に記述して外部評価書を作成する。
- ア 目標の達成や取組の現状
 - イ 取組の適切さの検証
 - ウ 教育活動その他の学校運営の改善等に関する意見
- (2) 外部評価委員会は、児童生徒(園児)の個人情報保護等に留意して外部評価書に記述し、公表する情報・資料と、非公開の情報・資料とを明確に区別する。
- ア 外部評価シートの評定は、次の4段階で行う。
 - A・・・十分達成している。 B・・・おおむね達成している。
 - C・・・どちらかといえば達成していない。 D・・・ほとんど達成していない。
 - イ 情報や資料が十分でなく、評価シートへの記入が困難なため評定できない場合については、強いて評価しないで評価不可能とする。

5 外部評価の結果の説明、公表、提出

- (1) 外部評価委員会は、当該年度3月上旬頃までに外部評価書を学校に提出する。
- (2) 各学校は、外部評価書とその結果に対する各学校の対応をとりまとめた文書を設置者に提出(次年度学校教育課程届出時)するとともに、次のような方法で公表する。
- ア 保護者を対象とした説明会
 - イ 学校だよりや地域広報誌等への掲載による保護者、地域住民への説明
 - ウ 学校のホームページへの掲載による一般市民への公表
- (3) 外部評価の結果を公表するにあたっては、学校が行う自己評価と同様の事項に留意し、学校間の単純な位置づけにならないよう配慮する。